

市第13号議案

公園施設の負担付き寄附の受納

次の負担付き寄附を受納する。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

1 寄附物件

寄附者が行う横浜公園の野球場の増築工事により当該野球場と一体となる別図に示した建築物及び附属物一式

所在	件名	施設	構造	数量
中区横浜公園	横浜公園の野球場と一体となる建築物	右翼側スタンド席	鉄骨造地上4階建	一式
		左翼側スタンド席	鉄骨造地上4階建	一式
		個室観覧席及び屋上テラス席	鉄骨造地上4階建	一式
		回遊デッキ	鉄骨造地上2階建	一式
	附属物			一式

2 負担の内容

寄附物件の供用を開始した日から40年を経過する日までの間、寄附者が、都市公園法その他関係法令に基づき、横浜公園の野球場（寄附物件を含む。）を公園施設として管理運営することを認め、そのために必要な許可等の手続を行う。

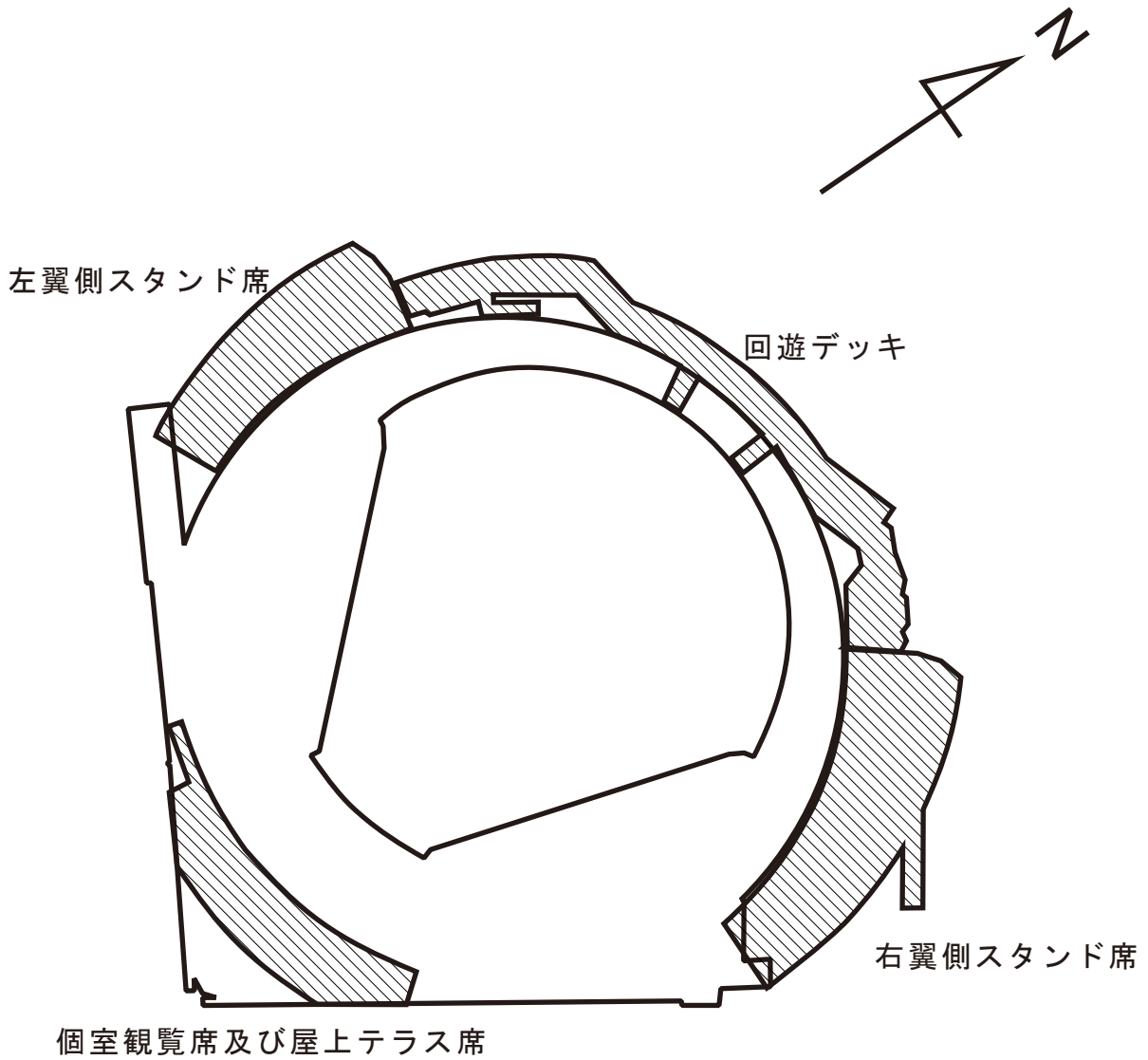
3 寄附者

中区横浜公園

株式会社横浜スタジアム

市第13号

代表取締役社長 岡 村 信 悟



補足：増築工事に併せて、既存建築部分のバリアフリー対応等の工事を行う計画



提 案 理 由

負担付きの寄附を受納したいので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第8号まで省略）

(9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

（第10号から第15号まで及び第2項省略）